

第 27 課 法律行為の種類

法律行為はいくつかの観点から分類することができるが、ここでは、**契約と単独行為**という分類について考えてみよう。

契約が法律行為であることはすでに若干触れたが（第 24 課参照）、契約をもう少し詳しく定義してみると、契約とは、2つ以上の意思表示の合致により成立する法律行為のことをいう。売買契約であれば、例えば「この本を買います」という意思表示と「この本を売ります」という意思表示が合致して成立するし、家屋の賃貸借契約であれば、「この家を借ります」という意思表示と、「この家を貸します」という意思表示が合致して成立する。つまり、契約という法律行為は、単一の意味表示だけでは成立せず、常に複数の意思表示がその要素として必要なのである（「買います」と一方の人が言っただけで、だれもこれに反応しなければ、売買が成立しないのは当然である。したがって、「買います」と言っただけでは、代金支払い義務も、目的物引渡し請求権も発生しない。つまり、権利義務の発生・消滅・変動はなんら起こらないのである）。

これに対し、単一の意味表示によって成り立つ法律行為があり、これを「単独行為」という。これには「相手方のある単独行為」と「相手方のない単独行為」がある。相手方のある単独行為の例としては、法律行為の取り消しや契約の解除などがあげられる。契約の解除を例にとれば、解除権を有する者が解除という意思表示から成る単独行為を行えば、それだけで契約の当事者に原状を回復するという新たな義務が生じる（民法第 545 条）のである。取り消しも同様であり、「取り消す」という意思表示から成る単独行為を行えば、取り消しの対象となった行為が最初から無効となる（民法第 121 条）という法律関係の変動が起きるわけである。相手方のない単独行為の例としては「遺言」（民法第 960 条以下）が挙げられる。「私が死んだら誰々に私の財産を与える」という遺言は、相手方があるようにも思えるが、そうではない。遺言は特定の人にではなく、世の中全体に自分の意思を示しているので、相手方のない単独行為ということになるのである。この場合、遺産をもらえることとなった人が、「もらいます」という意思表示をしなくても、遺言は成立するのである。

1 重要語句

a 契約と単独行為

本文で行った、意思表示の数を基準とした分類をする場合、契約と単独行為のほかに、「合同行為」というカテゴリーがあるとする学説も存在し、合同行為を独立のカテゴリーとして認めるか否かについては民法学者の間で議論がある。合同行為を認める説では、合同行為というのは、例えば社団設立行為などのように、2つ以上の意思表示が合致することによって成立する点では契約と異ならないが、契約の場合のように向かい合っている意思表示（例えば、売ります・買います、あるいは貸します・借ります）が合致するのではなく、同じ方向に向いた複数の意思表示（社団を作しましょう）が合致することによって成立する点で契約とは異なるとする。合同行為を認める意味は、多数の意思表示のうち、いくつかに欠陥があって無効な場合に、残った有効な意思表示だけでも法律行為を成立させることができると考える点にあるとされている。

b その他の観点からの分類

法律行為は、本文に挙げた分類のほかに、「物権行為と債権行為」という分類、あるいは「有因行為と無因行為」という分類をすることもできる。

物権行為と債権行為というのは、物権（物に対する権利）を発生させるか、債権（人に対する権利）を発生させるかの違いによる区別である。物権と債権についてはいずれ詳しく学ぶが、例を挙げると、抵当権（民法第369条以下。これは不動産という「物」に対する権利である。）の設定などは物権行為であり、消費貸借契約（民法第587条以下）などは貸金返還請求権という債権を発生させる債権行為である。また、物権行為と債権行為が重なっている場合もあり、売買契約などはその典型である。この場合、買主は、売買契約という法律行為によって、所有権という物権、つまり物に対する権利を取得するとともに、売主に対し「その目的物を自分に引き渡せ」という、人に対する権利、つまり債権をも取得するのである。

有因行為と無因行為というのは、法律行為の有効・無効がその原因になった行為の有効・無効に左右されるか否かという観点からの区別である。典型的な無因行為は手形の振り出しである。手形は、例えば売買代金の支払いのために振り出すわけであるが、この場合、例えば元の売買契約が何らかの原因で無効であっても、その手形の振り出しには影響を及ぼさないのである。